八　国民健康保険法第七十六条の保険料の還付に関する事務　当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
九　国民健康保険法による保険給付（療養の給付を除く。）の支給に関する事務　当該支給の申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報
ロ　当該届出を行う者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る戸籍関係情報
ハ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
ニ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
ホ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十一　国民健康保険法施行規則第九条（同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の世帯変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十二　国民健康保険法施行規則第十条の二第一項の世帯主の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
十三　国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の食事療養標準負担額の減額に係る市町村若しくは組合の認定又は同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該認定を受ける若しくは当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十四　国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る市町村若しくは組合の認定又は同条第六項の生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該認定を受ける若しくは当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十五　国民健康保険法施行規則第二十七条の二十二の二第一項又は第四項の特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十六　国民健康保険法施行規則第二十七条の十三第一項の特定疾病に係る市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十七　国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の市町村又は組合の認定に関する事務　当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
十八　国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の五の市町村又は組合の認定に関する事務　当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第七十二条　第二条の表七十の項で定める事務は、国民健康保険法第五十六条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給の調整に関する事務とし、同表七十の項で定める情報は、当該調整に係る被保険者に係る次に掲げる情報とする。
一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報
二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
三　私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
四　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
五　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
六　高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
七　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

第七十三条　第二条の表七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第八号の保険料の減額賦課に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該減額賦課に係る出産被保険者及びその子に係る戸籍関係情報
ロ　当該減額賦課に係る出産被保険者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報
二　国民健康保険法施行令第二十九条の七の二第二項の特例対象被保険者等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る特例対象被保険者等に係る雇用保険法第十三条第三項の特定理由離職者又は同法第二十三条第二項の特定受給資格者に関する情報

第七十四条　第二条の表七十二の項で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。
一　労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金、同法第二十二条の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十条の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十条の四第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報
二　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金又は同法第三十一条の遺族補償年金の支給に関する情報

第七十五条　第二条の表七十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　国民年金法による被保険者の資格に係る届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該届出を行う者及び当該届出に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該届出に係る者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該届出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請等に係る者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ハ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　国民年金法による保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請等に係る保険料の納付義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請等に係る保険料の納付義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報